

2026 年 8 月 3 日

吸収分割に関する事項（事後開示事項）について

（吸収分割承継会社）

東京都港区芝浦三丁目 14 番 15 号タチバナビル

株式会社タイミーソリューションズ

代表取締役社長 橋爪 健一

（吸収分割会社）

東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号

株式会社タイミー

代表取締役社長 小川 嶺

株式会社タイミーソリューションズ（旧：スキマワークス株式会社。（以下「タイミーソリューションズ」といいます。）及び株式会社タイミー（以下「タイミー」といいます。）は、2026 年 5 月 18 日付で吸収分割契約を締結し、2026 年 8 月 1 日を効力発生日として、タイミーを吸収分割会社、タイミーソリューションズを吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行い、タイミーのフィールドマネージャー事業及びロジヒーローの営業に係る事業に関する権利義務をタイミーソリューションズに承継させました。

本分割に関する事後開示事項（会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条及び第 200 条）は、以下のとおりです。

1. 本分割が効力を生じた日

2026 年 8 月 1 日

2. タイミー（吸収分割会社）における手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2（吸収合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続について

本分割は、会社法第 784 条第 2 項に定める簡易吸収分割に該当するため、会社法第 784 条の 2 の規定による請求権は発生いたしません。

(2) 会社法第 785 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続について

本分割は、会社法第 784 条第 2 項に定める簡易吸収分割に該当するため、会社法第 785 条 1 項第 2 号及び同条第 3 項但書の規定により、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続について

タイミーは、新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条第 3 項の規定による通知を行っていません。また、会社法第 787 条第 1 項に定める新株予約権の買取請求はありませんでした。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続について

本分割によってタイミー（分割会社）からタイミーソリューションズ（承継会社）に承継させる債務はなく、また分割対価として株式等を交付することもないことから、会社法第 789 条 1 項に規定する異議申述可能な債権者はおりませんので、該当事項はありません。

3. タイミーソリューションズ（吸収分割承継会社）における手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2（吸収合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続について

本分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に定める簡易吸収分割に該当するため、会社法第 796 条の 2 の規定による請求権は発生いたしません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続について

本分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に定める簡易吸収分割に該当し、またタイミーソリューションズにおいては、タイミーが会社法 796 条第 1 項本文に定める特別支配会社に該当するため、会社法 797 条第 1 項但書及び同条第 3 項の規定により、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続について

タイミーソリューションズは、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、令和 8 年 6 月 12 日に官報により債権者に対する公告を行い、また、令和 8 年 6 月 12 日付で知れている債権者に対して各別の催告を行いました。異議申述期間内に本分割について異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本分割によりタイミーソリューションズ（吸収分割承継会社）がタイミー（吸収分割会社）から承継した重要な権利義務に関する事項

タイミーソリューションズは、本分割により、タイミーから、同社のフィールドマネージャー事業及びロジヒーローの営業に係る事業に関する権利義務を承継しました。なお、タイミーソリューションズがタイミーから承継した資産及び負債はありません。

5. 本分割の登記をした日

2026 年 8 月 7 日（予定）

6. その他本分割に関する重要な事項
該当事項はありません。

以 上